

○環境省告示第百六十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項の規定に基づき、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない基準適合特定廃棄物の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年十二月二十五日

環境大臣 長浜 博行

公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない基準適合特定廃棄物の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項の環境大臣が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当する基準適合特定廃棄物であること。

イ 廃プラスチック類

ロ ゴムくず

ハ 金属くず

ニ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏^{こう}ボードを除く。）

ホ コンクリートの破片その他これに類する不要物

二 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、収集、運搬、保管又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがない基準適合特定廃棄物であること。
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第五の下欄に掲げる物質

ロ 有機性の物質

ハ 石綿を吹き付けられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又はこれらのものから除去された石綿

(1) 石綿保温材

(2) けいそう土保温材

(3) パーライト保温材

(4) 人の接触、気流及び振動等により(1)から(3)までに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

三 日本工業規格K〇〇五八一―に定める方法により作成した当該基準適合特定廃棄物に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出されないこと。